

平成29年3月18日

関係各位

佐世保市サッカー協会  
会 長 富村 健  
第3種委員長 荒木 義輝

2016 - 17シーズン県北ユース(U - 15)サッカーリーグ 2ndステージ 実施要項

1 趣 旨

長崎県ユース(U - 15)サッカーリーグ3部(地域リーグ)と位置づけ、佐世保市・平戸市・北松浦郡・壱岐市の4郡市FAの協力を得て、県北ユース(U - 15)サッカーリーグ[以下、「県北リーグ」と表記]を実施し、4郡市FA3に所属するチームによるリーグ戦をとおして、選手の競技力・指導者の指導力の向上と共に、県北地区のチーム力向上と親睦を深める。

2 共 催

佐世保市サッカー協会 平戸市サッカー協会 北松浦郡サッカー協会 壱岐市サッカー協会

3 主 管

佐世保市サッカー協会第3種委員会

4 協 賛

(株)モルテン

5 日程・会場

平成29年4月～平成29年8月

6 参加資格 [シーズン共通]

- 1) (公財)日本サッカー協会の第3種に登録し、かつ佐世保市・平戸市・北松浦郡・壱岐市サッカー協会の所属チームであること。
- 2) チームに審判員(4級以上)が帯同していること。
- 3) スポーツ障害保険に加入していること。
- 4) リーグ運営に協力でき、リーグを優先して試合実施ができること。
- 5) 代表者会議に参加できること。

7 運営方法 [シーズン共通]

- 1) 4郡市FA3委員長の下に「県北ユース(U - 15)サッカーリーグ実行委員会[以下、「県北リーグ実行委員会」と略す]」を設置し、次のとおりとする。  
4郡市FA3委員長の協議の上、指名された1名が年間(年度)を通じて「リーグ担当」(事

務局)となる。

ステージ毎(1stステージ/2ndステージ)に各ディビジョンの参加チームの中から1名がディビジョン担当(1部/2部/3部)となる。

県北リーグ実行委員会の構成メンバーは、4郡市FA3委員長、リーグ担当、ディビジョン担当とする。

規律委員会は4郡市FA3委員長・佐世保市FA3審判委員長・リーグ担当・ディビジョン担当とする。

ステージ毎に収支決算報告書を作成し、残金を残さない。

2) 総当たりのリーグ戦とし、次のとおりとする。

3ディビジョン制(1部:10チーム、2部:10チーム以内、3部:10チーム以内)を導入する。

2017/18シーズンより1部~3部まで8チームで調整を図るため、1部・2部の下位4チームが自動降格とし、2部上位2チームが自動昇格、2部上位2チームの自動昇格とする。(臨時措置)

2ステージ制(1stステージ:2回戦総当たり/2ndステージ:1回戦総当たり)を導入する。

シーズンは9月開幕-8月閉幕(9月~11月に1stステージ総当たり1回戦目/12月~3月に1stステージ総当たり2回戦目/4月~8月:2rdステージ)とする。

1stステージの順位をもとに、2ndステージの入替を行う。

2rdステージの順位をもとに、次シーズンの入替を行う。

3) 1stステージ1回戦目の1部1位チームに県リーグ入替戦への出場の権利と義務を与える。

4) 佐世保市・北松浦郡FA所属かつ中体連チームにおいて、1stステージ総当たり1回戦目の1部上位チームに、県リーグ参入チームに次ぐ佐世保市中学校新人大会のシード権を与える。ただし、シード枠が県リーグ参入チームで満たされる場合は県北リーグ参加チームにシード権はない。【佐世保市中学校体育連盟サッカー競技と確認済】

5) 佐世保市・北松浦郡FA所属かつ中体連チームにおいて、1stステージ(2回戦総当たり)の1部上位チームに、佐世保市中学校体育大会サッカー競技のシード権を県リーグ参入チームに次いで与える。ただし、シード枠が県リーグ参入チームで満たされる場合は県北リーグ参加チームにシード権はない。【佐世保市中学校体育連盟サッカー競技と確認済】

6) 2ndステージの1部1位チームを「県北リーグシーズンチャンピオン」とする。

7) ディビジョンの入替は次のとおりある。

上位ディビジョンの下位2チームと下位ディビジョンの上位2位チームを自動入替とする。上位ディビジョンへの昇格を望まないチーム、または、下位ディビジョンへの降格を希望するチーム等の申し出がある場合は次の順で意志確認を行い、代表者会議で昇格・残留を決定する。「下位ディビジョンの3位昇格」「上位ディビジョンの9位残留」「下位のディビジョンの4位昇格」「上位ディビジョンの10位残留」「下位ディビジョンの5位昇格」...

県リーグからの降格チームがある場合は、Division 2からの昇格チーム数を減らす。ただ

し、Division 2 から 1 チームも昇格できなくなる場合には、Division 1 からの降格チーム数を増やし、下位ディビジョンから 1 チーム昇格させる。

ステージ途中からの参加（オープン参加含む）は一切認めない。

## 8 競技方法 [ シーズン共通 ]

- 1) 2016 / 17 日本サッカー協会制定「日本サッカー協会競技規則」及び本リーグ申合せ事項を適用する。
- 2) 使用ユニフォームはユニフォーム規定に基づいたものを着用すること。
- 3) 選手の交代は自由とし、再入場も認めるが、試合の進行を妨げないこと。
- 4) 1st ステージにおける 3 年生 ( U - 15 ) の起用はしないことを原則とする。
- 5) 2nd チーム等で、県リーグ・上位ディビジョンに出場した選手は出場することができない。
- 6) 試合時間、次のとおりとする。

Division 1     35 - 10 - 35     ( 延長・PK なし )

Division 2     35 - 10 - 35     ( 延長・PK なし )

Division 3     30 -    5 - 30     ( 延長・PK なし )

- 7) 勝点は、勝利 3 点 / 引分け 1 点 / 敗戦 0 点とし、次の順によって順位を決定する。

勝点

得失点差

総得点

当該チーム間の対戦成績 ( A 勝点 / B 得失点差 / C 総得点 )

抽選

- 8) 不戦勝は 5 - 0 とし、最終案内の実施日に試合ができなかったチームを負けとする。
- 9) 中止の場合は、勝ち点なしの引き分けとする。
- 10) ステージ途中で離脱 ( 棄権 ) するチームが出た場合は、そのチームの全試合を無効 [ 棄権処理 : 対戦相手に勝ち点を与える ] とする。
- 11) 警告累積 2 回で、次の 1 試合が出場停止とする。
- 12) 退場者は自動的に、次の試合に出場できない。その後の処分については、規律委員会の裁定に従うこと。( 県 3 部リーグという位置づけのため、県レベルの大会には処分が及ぶ可能性がある。 )
- 13) 警告・退場を受けた選手については、各監督が責任を持ってその後の指導にあたる。
- 14) 累積警告は次ステージや次シーズンに持ち越さない。
- 15) マナー・運営協力等に著しく反するチームも規律委員会の対象とする。

## 9 表彰 [ シーズン共通 ]

ディビジョン 1 / 2 の上位 2 位の 4 チームずつを表彰する。

## 10 参加費

10,000 円     第 1 節の時、本部 ( Division 担当 ) へ支払う

## 1.1 代表者会議

1) 日 時 平成29年9月15日(金) 19:00 [予定]

2) 場 所 佐世保市総合グラウンド ミーティングルーム [予定]

県北リーグに参加を希望するチーム(新規含む)は、最低1名参加とする。

## 1.2 問 合 せ

リーグ担当：野方 健治 E-mail

(代表者会議時配付の資料参照)

## 1.3 そ の 他

本リーグに関する情報は「佐世保市サッカー協会第3種委員会HP」に公開する。

「GoalNote クラウド」にて日程・結果/順位表/戦績表を管理・公開する。

「らくらく連絡網」にて日程調整や連絡を行う。(参加チームは最低1名を登録すること)

「運営マニュアル」「申合せ事項」に則って運営すること。